

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行期日

は、平成十七年四月一日とすること。